

議案第25号

飛騨市コミュニティー施設条例の一部を改正する条例について

飛騨市コミュニティー施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年2月28日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

飛騨市東町コミュニティーセンターの廃止に伴う改正

飛驒市コミュニティー施設条例の一部を改正する条例

飛驒市コミュニティー施設条例（平成17年飛驒市条例第52号）の一部を次のように改正する。

別表飛驒市東町コミュニティーセンターの部を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

飛騨市コミュニティー施設条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行					改正案				
本則・附則 略 別表（第3条、第6条、第7条、第13条、第17条関係）					本則・附則 略 別表（第3条、第6条、第7条、第13条、第17条関係）				
名称	位置	休館日	開館時間	使用料	名称	位置	休館日	開館時間	使用料
飛騨市高齢者活動・生活支援促進機械施設の部～飛騨市宮川町高齢者コミュニティーセンターの部	略	12月29日から翌年の1月3日まで	午前8時30分から午後10時まで	飛騨市使用料徴収条例(平成16年飛騨市条例第70号)による	飛騨市高齢者活動・生活支援促進機械施設の部～飛騨市宮川町高齢者コミュニティーセンターの部	略	12月29日から翌年の1月3日まで	午前8時30分から午後10時まで	飛騨市使用料徴収条例(平成16年飛騨市条例第70号)による
飛騨市山之村地区多目的集会施設	略				飛騨市山之村地区多目的集会施設	略			
飛騨市東町コミュニティーセンター	飛騨市神岡町東町328番地1				_____	_____			
以下 略					以下 略				

条例関係議案要旨

議案名	飛騨市コミュニティー施設条例の一部を改正する条例について
担当部	教育委員会事務局
提案理由	飛騨市東町コミュニティーセンターの廃止に伴う改正
制定改廃の根拠等	市独自の改正
条例の概要	<p>【改正の背景等】</p> <p>飛騨市東町コミュニティーセンターは、地域住民の交流の場として旧神岡保育園を改修し、1階に子育て支援センター、2階にコミュニティーセンターとしての機能を有する施設として平成24年4月から供用開始した。</p> <p>供用開始後10年を経過したことから、今後、より地域の実情に応じた利用ができるようにすることで地域活動の活性化を図ることを目的として、地元地縁団体へ無償譲渡するため、当該条例上の位置付けを廃止するものである。</p> <p style="text-align: right;">(別表関係)</p>
市民への影響等	特になし
施行日	令和5年4月1日
備考	